

## V. 収支報告書等の提出

### 1. 収支報告書等の提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在でその年におけるすべての収入及び支出について（これらの事項がないときはその旨）記載した収支報告書をその日の翌日から5月以内（1月1日から5月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内（1月1日から6月30日まで））に提出しなければなりません。

この収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

#### 収支報告書の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出期限は、以下のとおりです。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

（※1）収支報告書に記載すべき収入及び支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含みます。

（※2）翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいいます。

## 2. 収支報告書と併せて提出を要する書面

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて提出する必要があります。

### ① 領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

### ② 徴難明細書

### ③ 支出目的書及び振込明細書の写し（49ページ参照）

### ④ 政治資金監査報告書

①から③は、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、提出の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として1件1万円超の支出（人件費以外）について、提出が必要です。

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限定されています。

また、①及び③は、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

## 3. 収支報告書のオンライン（電子手続き）による提出

法により、国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出については、オンライン（電子手続き）により行うよう努めるものとされています。

総務省では、この規定を踏まえ、全ての政治団体がオンライン（電子手続き）により収支報告書を提出できるよう、政治資金関係申請・届出オンラインシステム（<https://kyoudou.soumu.go.jp>）を開設しています。

また、収支報告書の明細の記載基準の引下げ等に伴う政治団体の事務負担を軽減するため、会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、オンライン（電子手続き）により、収支報告書を提出することができるソフトウェアも提供しています。

このソフトウェア（会計帳簿・収支報告書作成ソフト）は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムからダウンロードし、ご利用頂けます。

#### 4. 国会議員関係政治団体の解散に係る収支報告書の提出

##### ① 通常の場合

国会議員関係政治団体が解散等したときは、解散届とともに、解散等の日現在で収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、解散等の日から60日以内に提出しなければなりません。また、添付書類は、2. と同じものとなります。

##### ② 政治資金規正法第17条第2項適用団体の解散の場合

収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、提出期限を超過した日以後は、法第17条第2項の規定により、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

法第17条第2項適用団体が解散等の手続きをするときは、解散届とともに過去提出できなかった収支報告書及び解散等の日現在で作成した収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、これらを併せて提出して下さい。また、添付書類は、2. と同じものとなります。

なお、引き続き政治活動を行う場合には、解散等の手続きをしたうえで新たに政治団体の設立の手続きをすることになります。

